

日本労働年鑑 第59集 1989年版  
The Labour Year Book of Japan 1989

特集 日本における外国人労働者問題

1 日本経済の動向と外国人労働者問題の推移

2 八〇年代の外国人労働者

(4) 不法就労アジア系外国人労働者の状態

在日韓国・朝鮮人と中国人を除けば、今日の日本の外国人労働者の大部分を占めているこれらのアジア系外国人労働者は、「非合法」・「不法」であるがために、その実態は闇につつまれ、行政側からの調査もほとんど実施されていない。

行政サイドの調査には、八八年三月に労働省が六都道府県で不法就労外国人が働いていそうな事業所一五〇カ所についておこなった調査「外国人労働者の就労の実態等について」がある。それによれば、調査対象事業所の約三分の一、四三の事業所に合計一五四人の「不法就労外国人」が働いていた。以下、その内容を要約してみることにしよう。

〔就労事業所〕 金属製品製造業・建設業＝各一〇件、食料品製造業・自動車修理業＝各四件、電気機械器具製造業＝三件、製本業・鉄スクラップ卸売業＝各二件、紙加工品業・建築金物加工業・一般機械器具製造業・窯業土石製品製造業・塗装業＝各一件、その他の製造業三件

〔就労者の国籍〕 フィリピン＝五六名、バングラデイシュ＝三六名、パキスタン＝三一名、ビルマ＝二三名、スリランカ＝五名、インド・マレーシア・韓国＝各一名

〔在留資格〕 観光＝八四名、研修＝一七名、就学＝九名、不明＝四四名

〔就労経路〕 自己申込＝一〇件、第三者の紹介＝一〇件、同業者の紹介＝九件、募集広告＝七件、知人の紹介＝七件、就労者の紹介＝六件

〔宿舍の状況〕 民間のアパート＝二六件、各社の寮＝一六件、兄弟の家＝二件、社長の家＝一件

〔業務の内容〕 製品の梱包等の雑役的な仕事や、印刷手元等の作業補助的な仕事が多いが、プレス加工、旋盤加工、ブロック積み、プリント盤のライン作業等にも従事

〔賃金〕 賃金形態 日給制＝二〇件、時間給制＝一五件、月給＝八件

賃金額……日給制＝最低四〇〇〇円(一件)、最高一万円(二件)、七〇〇〇円前後(六〇〇〇～八〇〇〇円)が一件。時間給制＝最低五〇〇円(二件)、最高九〇〇円(二件)。七〇〇～八〇〇円が最も多い(一三件)。月給制＝最低八万円(一件)、最高二〇万円(一件)。

日本人労働者との賃金差……日給制で八件、賃金差は一五〇〇円(二件)～五五〇〇円(一件)、時間給で四件、三〇円(二件)～一五〇円(二件)

〔意思疎通の方法〕 片言の日本語または身振り、手振り

〔困ったこと〕 言葉、生活習慣の違い、そのため作業指示が的確に伝わらない

〔利点〕 まじめによく働く、人手不足の解消、人件費が安くなる

の団体、労組などの資料を参考にまとめた調査結果」によれば、男性出稼ぎ者については、首都圏、とくに埼玉県南部の川口、戸田、蕨市周辺の鋳物、金属加工、製本などの工場地帯に多く、また地方都市にも広がっていること、女性の場合も、都市部の歓楽街だけでなく、農村部にも広がり、女性出稼ぎ者のネットワークが全国的に張りめぐらされている、と指摘している(『毎日新聞』八八年二月一日付)。

同じような傾向は、法務省の「昭和六三年上半期における就労目的外国人の入国および不法就労の状況について」からも知ることができる。「男性の不法就労者の場合は首都圏集中傾向がみられ、女性の場合は男性に比べ全国的に拡散している」。

一般に「じゃぱゆきさん」といわれる女性の場合には、売春の強要や事実上の監禁生活といった人権無視、男性の場合にも、悪質なブローカーによる中間搾取、雇用主による低賃金の強要や賃金不払い、労働災害の多発など、アジア系外国人労働者は無権利状態、劣悪な労働・生活状態に置かれている。さらに事故死、餓死、急死、行き倒れ、行方不明などの最悪の事態が社会問題となっている。しかし、「非合法、不法就労者」であるために、こうした実態に関する調査も、適切な保護・救済策もとられていないのが現状である。以下、その実態を示すいくつかの事例をあげてみよう。

〔中間搾取〕 プロダクション社長ら逮捕 ジャぱゆきさん二四〇〇人派遣”あっせん料”二億稼ぐ(『毎日新聞』八七年一月二五日付)

雇い主七人送検 男ジャぱゆきさん働かす(同三月三日付)

もぐり芸能プロ社長逮捕 外国人二五〇人派遣、荒かせぎ(同一二月三日付)

ホステス二〇〇人調達 芸能社長らピンハネ荒稼ぎ(同八八年一月六日付)

比女性ら使い荒稼ぎ 千葉のデートクラブ摘発(『読売新聞』八八年二月二〇日付)

”じゃぱゆき派遣業”摘発 九千万荒稼ぎ ストリップ劇場へ 一五〇〇人(『神奈川新聞』八八年三月一日付)

比女性あっせんで荒稼ぎ 踊り子やホステスに(『毎日新聞』八八年四月二一日付)

タイ女性に売春させ荒稼ぎ 千葉市のスナック摘発(『千葉日報』八八年六月一〇日付)

タイから六〇人売春婦を紹介 七人を逮捕(『朝日新聞』八八年六月二三日付)

〔低賃金・賃金不払い〕 「仕事は千葉県内の道路工事である。宿舍と食事つきで、朝八時から午後六時まで実働時間は九時間、日当は九千円だったそうだ。実働日数は一八日間。その分の給料が一六万二千元というのは、間違いがない。しかし、... 経費はしっかり天引きされている。... 要するに一六万二千元から十万二千三百円引かれて、手元に残ったのは五万九千七百円。これが朝八時から夜遅くまで重労働した、十八日分の報酬である。日当九千円とはいうものの、一日の経費は寝て食べるだけで三千四百円も引かれるから、実質五千六百円である」。そして数日間働いた後、「何はともあれ、工事現場から脱け出すことより頭になかった彼は、貰えるはずの十二日分の賃金を放棄した」(五野井博明 『出稼ぎ外人残酷物語』エール出版社より)

〔労働災害〕 不法就労でも労災補償 両手切断のパキスタン青年(『毎日新聞』八八年五月八日付)

〔事故死〕 ジャぱゆきさん”宿舍”焼く、放火? 二人が死亡(『毎日新聞』八六年一二月八日付)

〔餓死〕 比女性が栄養失調死 定職なく、十日後に発見(『毎日新聞』八八年四月二〇日付)

〔急死〕 八七年一二月一九日、「異国で重労働 二七歳の死」(ライトバンで建設現場に看いた直後、気分が悪くなり、二時間後、病院で息を引き取る(急性心不全)。(『毎日新聞』八七年一二月二三日付)

〔行方不明〕 出稼ぎフィリピン人、ジュンはどこへ消えた?! (こつ然と姿を消したのは、昨年九月二十七日。未払い分の給料十八万四千六百円と衣類などの身の回り品を残したままだった。)(『毎日新聞』八七年四月一七日付)

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---